

# 1. 須賀川ダム建設事業

## (1) ダム建設計画

### ① 目的

須賀川は泉ヶ森（標高 755 m）を源とし、途中正し川、光満川が合流して宇和島市街地を貫流し、その流域面積は36.9km<sup>2</sup>で、流路延長は11.3kmの二級河川である。

須賀川ダムは、須賀川総合開発事業の一環として、宇和島市柿原地先に多目的ダムとして建設されたもので、洪水調節、流水の正常な機能維持の確保、不特定用水の確保、上水道用水の供給を目的とするものである。

### ⑦ 洪水調節

須賀川は、昭和18年7月21日から4日間1日最大雨量390.6mm、総雨量837.5mmの豪雨により市街地の大半が浸水し大災害をうけた。

昭和21年度以降中小河川改良事業を実施されたが、その後も昭和23年8月26日、昭和38年8月9日の出水等周期的氾濫によって、その都度大きな被害を受けており、一方、下流部の都市化がすすみ、治水事業の充実は急務となり、河川沿に人家が密集しており、河道改修は事実上困難であるため、ダムによる洪水調節で治水の万全を期すものであり、その洪水調節量は150万m<sup>3</sup>である。

### ④ 流水の正常な機能維持

須賀川下流部は、都市生活の発展に伴う下水排水の増加によって、河川の汚濁が甚だしく特に濁水期には濁水が滞流して悪臭を放ち、沿川住民の生活に重大な支障をきたし、須賀川流水の正常な機能を維持するため1日3,300 m<sup>3</sup>を下流に放流し市民生活の安定と河川の維持をはかるものである。

### ⑦ 不特定用水の確保

須賀川から利水している柿原地区の水田は、昭和42年の大干ばつで収穫が減収した状況であったが、農業経営の安定化をはかるためかんがい期（6月1日～9月30日）に1日最大3,200 m<sup>3</sup>の農業用水を確保したものである。

### ⑤ 上水道用水

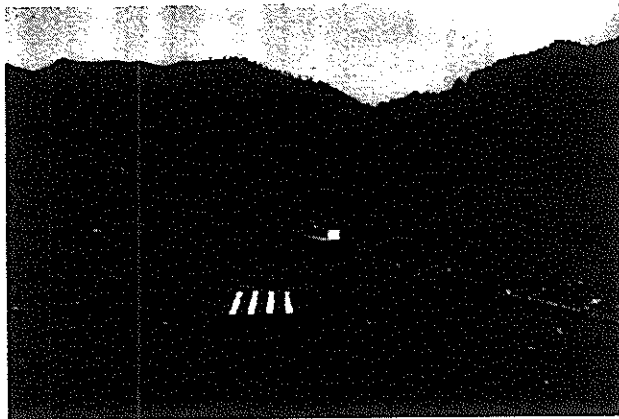
宇和島市の上水道は、大正15年9月須賀川支流、正し川に取水堰を設け、1日最大給水量5,625 m<sup>3</sup>であったが、その後人口の増加、使用水量の増大、加えて町村合併による市勢の発展に応じてダムの築造、配水管の増設などの後、御殿町水源、宮下水源を設け、1日最大給水量21,000m<sup>3</sup>の施設となった。

須賀川水系には、これまで3つのダムがあり、貯水容量は224,600 m<sup>3</sup>で1日最大11,000 m<sup>3</sup>を取水していたものである。また、給水状況は年々水不足で慢性化し、特に昭和39年の冬期、昭和42年の夏期干ばつ時は、3時間～4時間の給水が1か月半にわたって続く惨状となった。この現状を改善すべく上水道事業の計画を樹立したものである。

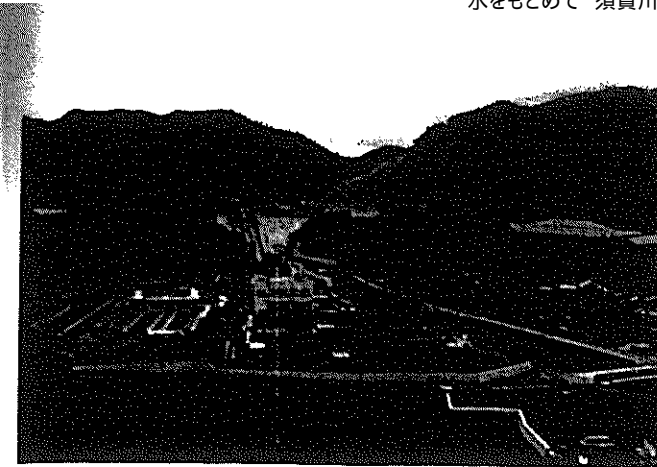
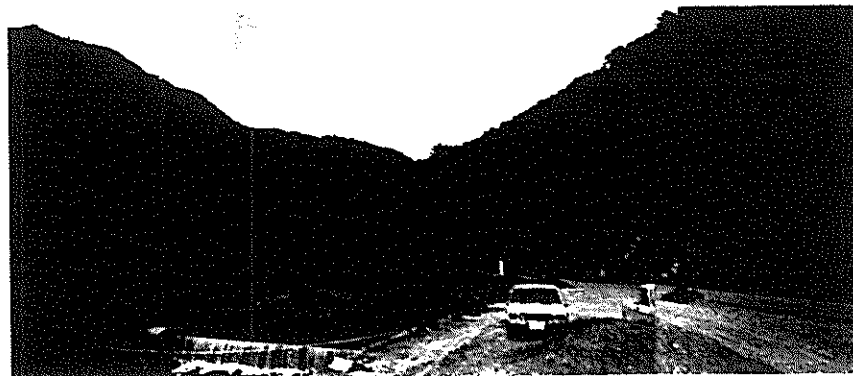
新たなダムからの上水道用水の供給は、1日最大20,304m<sup>3</sup>（給水量19,300m<sup>3</sup>/日）常時1日16,848m<sup>3</sup>（給水量16,000m<sup>3</sup>/日）を確保するものである。

② ダム 諸 元

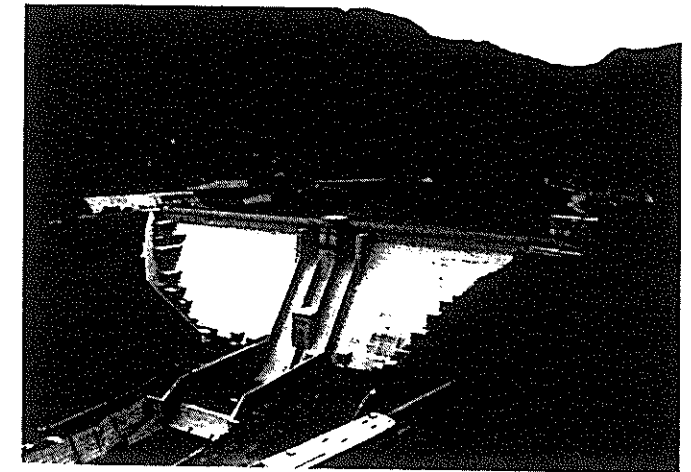
貯 水 池		ダ ム		放 流 設 備	
集水面積	14.0km <sup>2</sup>	型 式	直線重力式	異常洪水量	630m <sup>3</sup> /秒
湛水面積	0.22km <sup>2</sup>	地 質	砂 岩	計画洪水量	330m <sup>3</sup> /秒
総貯水容量	3,050,000m <sup>3</sup>	天端標高	E L 61.00m	計画放流量	70m <sup>3</sup> /秒
洪水調節容量	1,500,000m <sup>3</sup>	堤 高	40.20m	非常用洪水吐	クレストゲート 6.00×8.048×2門
利水容量	1,430,000m <sup>3</sup>	堤頂長	159.50m	常用洪水吐	高圧ラジアルゲート 2.10×2.90×1門
堆砂容量	120,000m <sup>3</sup>	天端巾(有効巾)	4.00m(3.90m)	利水放流設備	ホロージェットバルブ φ450mm 1条 取水口バルブ 7条
計画洪水位	E L 59.80m	勾 上流面	EL32.40m以上鉛直		
常時満水位	E L 51.00m		EL32.40m以下1:0.30		
計画堆砂位	E L 32.40m	配 下流面	1:0.80		
異常洪水位	E L 60.30m	堤 体 積	69,000m <sup>3</sup>		



▲ ダムができるまでの柿原地区



▲ 完成した須賀川ダム



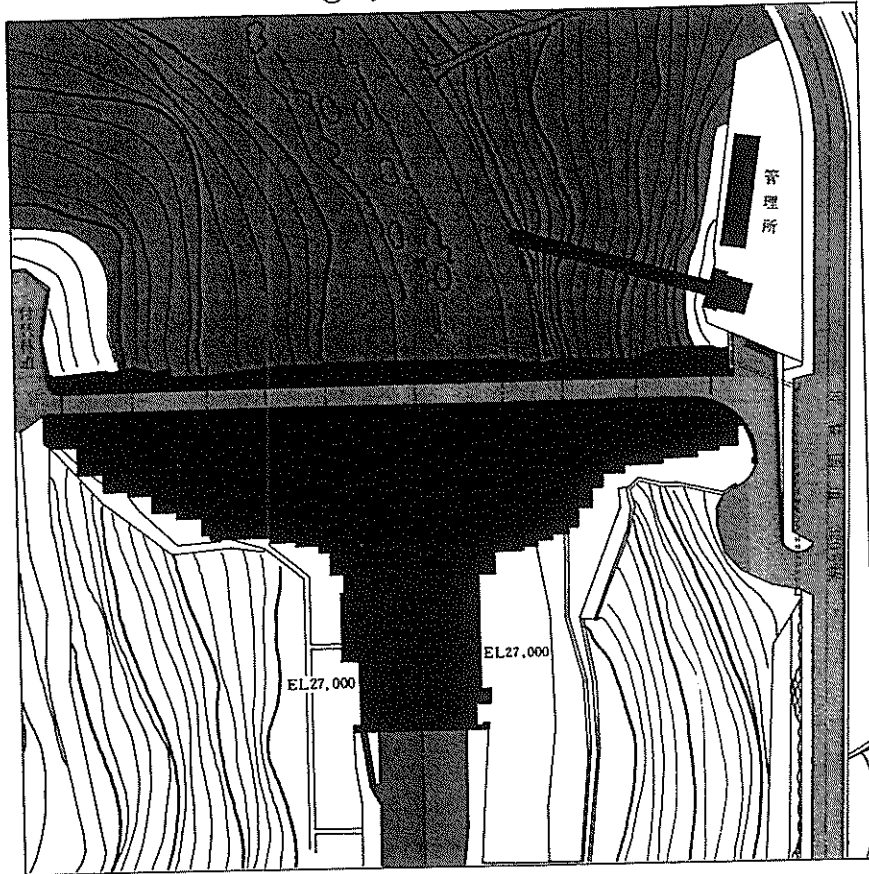
③ 建設工期 昭和48年度～昭和50年度

④ 建設事業費

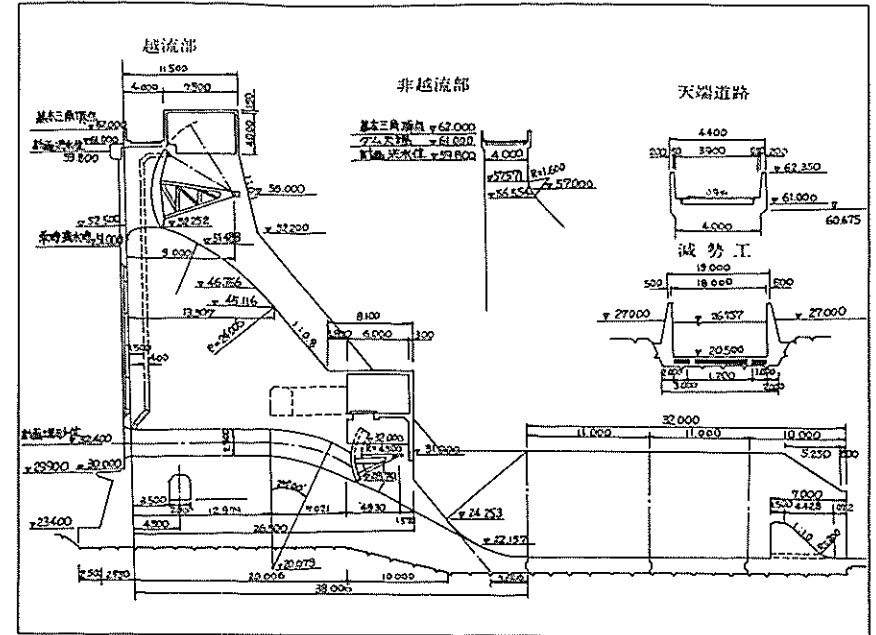
(単位千円)

工 事 費 内 訳		財 源 内 訳	
工 事 費		国庫及び県費負担額	3,111,000
ダ ム 費	1,857,086	宇和島市分担金	1,027,000
国道・市道・農林道 付 登 工 事 費	838,891		
管 理 設 備 費	287,220		
仮 設 備 費 其 他	123,417		
用 地 補 償 費	798,466		
事 務 費	232,920		
計	4,138,000	計	4,138,000

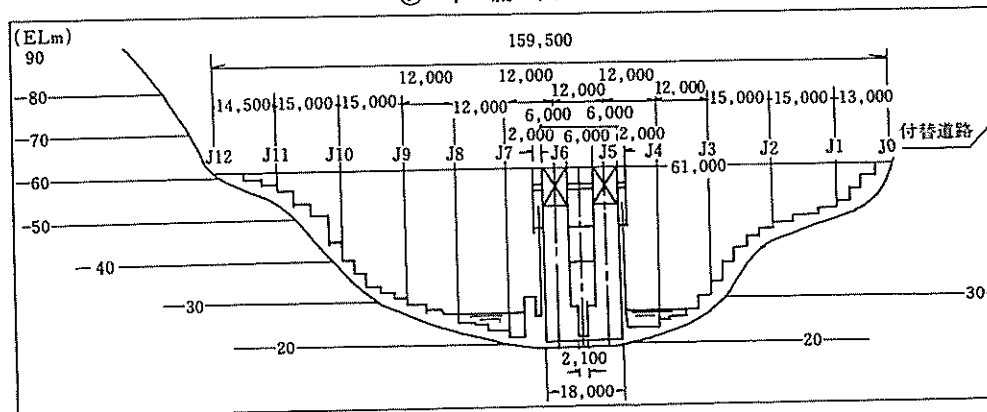
⑥ ダム平面図



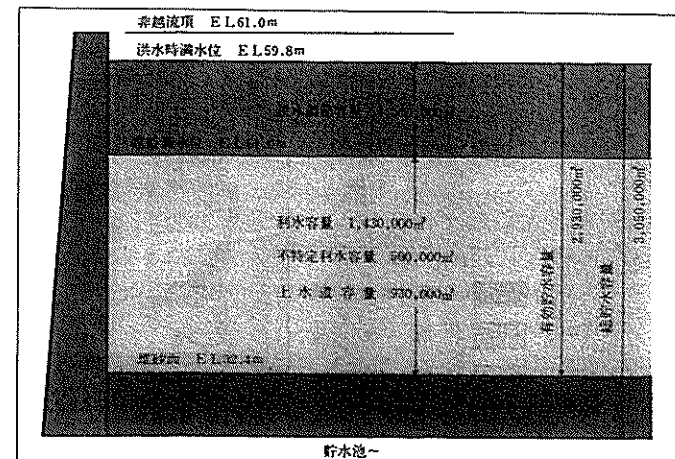
⑧ 標準断面図

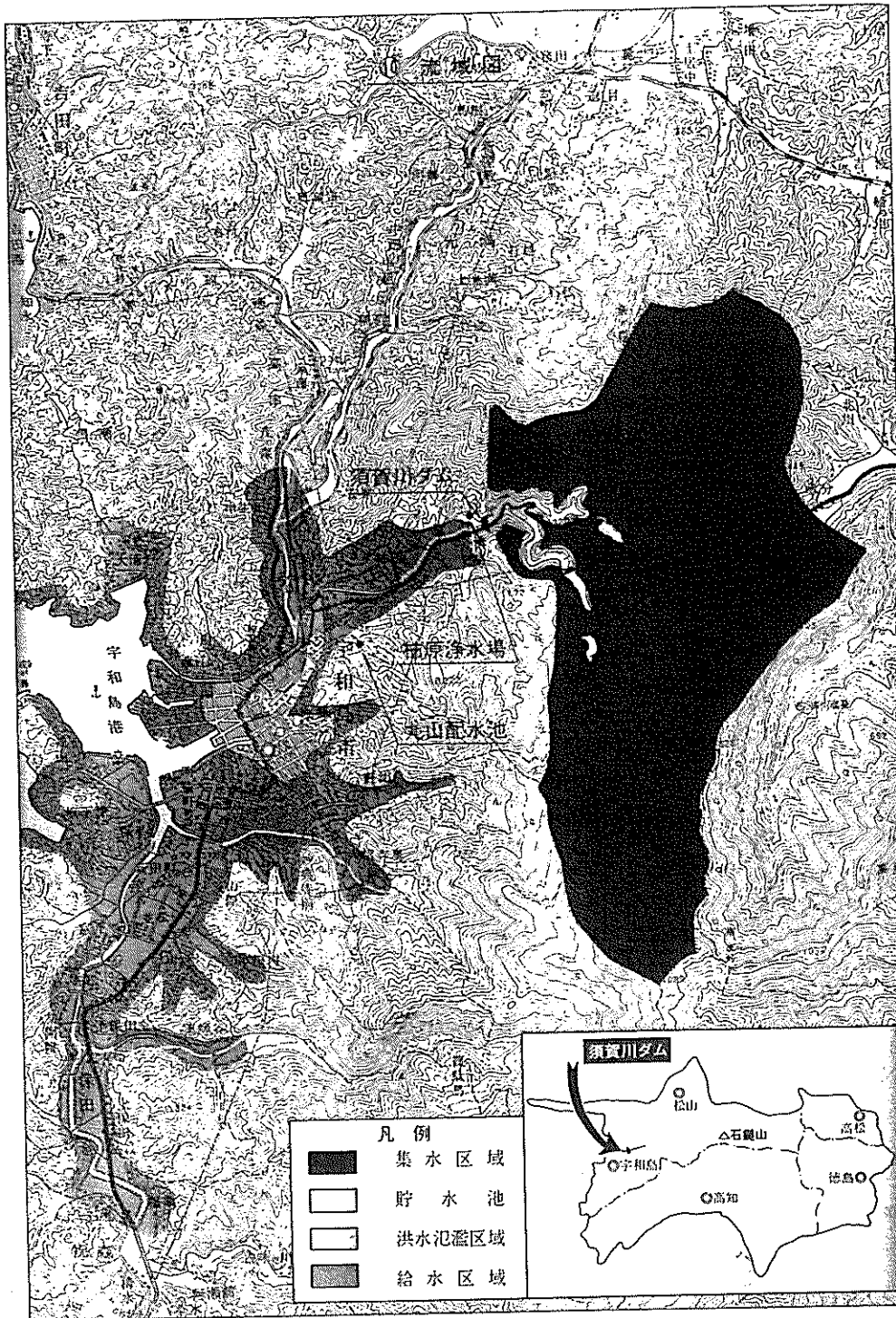


⑦ 下流面図



⑨ 貯水池容量配分図





## (2) 愛媛県と宇和島市との基本協定

### 須賀川総合開発事業に関する基本協定書

二級河川須賀川河川管理者（愛媛県知事（以下「甲」という。）と上水道事業者宇和島市（以下「乙」という。）とは須賀川総合開発事業のうち、治水事業および宇和島市の上水道事業の用に供する須賀川ダム（以下「ダム」という。）を愛媛県宇和島市柿原地先に建設する工事を共同に施行するため、次のとおり協定を締結する。

#### （基本計画）

第1条 ダムの建設に関する工事（付帯工事を含む。以下「工事」という。）の基本計画書は、別紙のとおりとする。

#### （事業費）

第2条 工事に要する費用（すでに支出された費用を含む。以下「事業費」という。）は約42億円とする。

2 事業費は、甲が75.2パーセント乙が24.8パーセントを負担する。

3 前2項の規定にかかわらず、事業費が変更され、または事業費が変更されずに負担の額または割合に変更があった場合は、変更後の負担の額または割合によるものとする。

#### （全体設計等の決定）

第3条 甲は、工事の全体設計書を作成し、および資金計画をたて、乙に協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、毎年度当該年度の事業費および工事費について事業計画書を作成し乙に協議のうえ決定するものとする。

#### （工事の施行委託）

第4条 乙はその負担すべき部分の工事の施行を甲に委託するものとする。

2 前項の工事の委託について必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。

#### （工事の完了期限）

第5条 工事は、昭和51年3月31日までに完了するものとする。ただし、天災、地変、予算のつごうその他やむを得ない理由により工事の完了

期限を延長しようとするときは、甲乙が協議して決定するものとする。

#### （持分等）

第6条 工事が完了した場合におけるダムおよびダムの付帯施設は、原則として甲、乙の共有物とし、第2条の規定により負担した割合に応じてそれぞれの持分を有するものとする。

2 ダムの建設のために買収した河川用地は、国に帰属するものとする。

#### （管理）

第7条 工事完了後のダムおよびダムの付帯施設の管理については、甲、乙が協議して定めるものとする。

#### （残存物等の処分）

第8条 工事の施行期間中に生じた不用物件または工事の完了後における残存物件については、時価によって評価し、第2条に規定する負担割合によって配分するものとする。

#### （協定の有効期間等）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、この工事に関して取得した水利権の存続期間中効力を有するものとする。

#### （承継）

第10条 乙は、前条の水利権を第3者に譲渡した場合は、当該水利権の譲受人は、この協定の権利義務を承継するものとする。

#### （その他）

第11条 この協定に定めのない事項もしくは疑義を生じた事項または、この協定の内容を変更しようとする事項については、甲、乙が協議して決定するものとする。

以上この協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和48年8月22日

甲 二級河川須賀川河川管理者

愛媛県知事 白石春樹

乙 上水道事業者 宇和島市 代表者

宇和島市長 山本友一

須賀川ダムの建設に関する基本計画書

1 建設の目的

(1) 洪水調節

須賀川ダムの建設される地点における計画  
高水流量毎秒330立方メートルのうち毎秒260  
立方メートルの洪水調節を行ない、下流伊吹  
町地先の計画高水流量毎秒390立方メートル  
を毎秒200立方メートルに低減させる。

(2) 流水の正常な機能の維持

須賀川沿岸の17ヘクタールの既成農地に対  
するかんがい用水およびその他の用水の補給  
ならびに流水の正常な機能の維持と増進(以  
下「流水の正常な機能の維持」という。)をは  
かる。

(3) 上水道

宇和島市に対し新たにダム地点において、  
7月中は1日最大12,900立方メートル、その  
他の期間は1日最大9,400立方メートルの上  
水道用水の取水を可能ならしめる。

2 位置および名称

(1) 位置 須賀川水系 須賀川

右岸 愛媛県宇和島市柿原字梨ノ木谷地内  
左岸 愛媛県宇和島市柿原字北平地内

(2) 名称 須賀川ダム

3 規模および型式

- (1) 規模 堤高 40.2メートル
- (2) 型式 直線重力式コンクリートダム

4 貯水量、取水量および放流量ならびに貯留量  
の用途別配分に関する事項

(1) 貯留量

ア 総貯水量

最高水位は、標高59.8メートルとし、総  
貯留量は3,050,000立方メートルとする。

イ 有効貯留量

最低水位は、標高32.4メートルとし、有  
効貯留量は総貯留量のうち標高59.8メー  
トルから標高32.4メートルまでの有効水深27  
.4メートルの貯留量2,930,000立方メー  
トルとする。

(2) 取水量および放流量ならびに貯留量の用途

別配分

ア 洪水調節

洪水調節は標高59.8メートルから標高51  
.0メートルまでの容量最大1,500,000立方  
メートルを利用して行なうものとする。

イ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能を維持するため、ダム  
地点において下記の流量を確保するものと  
する。6月1日から9月30日まで最大毎秒  
0.161立方メートル、10月1日から5月31  
日まで最大毎秒0.123立方メートル。流水  
の正常な機能の維持のための有効貯留量は、  
標高32.4メートル以上の500,000立方メー  
トルとする。

ウ 上水道

上水道用水のためにダム地点において下  
記の流量の取水を可能ならしめる。

7月1日から7月31日まで最大毎秒0.149  
立方メートル、8月1日から6月30日まで  
最大毎秒0.109立方メートルをダム地点で  
取水するものとし、上水道のための有効貯  
留量は、標高32.4メートル以上の930,000  
立方メートルとする。

ただし、上水道はア、イに規定する洪水  
調整および流水の正常な機能の維持に支障  
を与えないよう行なうものとする。

5 共同事業者

治水事業

(流水の正常な機能の維持を含む。)

愛媛県知事 白石春樹

上水道事業

宇和島市長 山本友一

6 建設に要する費用およびその負担に関する事  
項

(1) 建設に要する費用の概算額  
42億円

(2) 建設に要する費用の負担者および負担額

ア 河川法第59条および第62条の規定に基づ  
く国および愛媛県の負担額  
建設に要する費用に1,000分の752を乗じ

た額とする。

イ 上水道事業者である宇和島市の負担額建  
設に要する費用に1,000分の248を乗じた額

とする。

7 工期

昭和46年度から昭和50年度までの予定

工事委託協定書

二級河川須賀川河川管理者愛媛県知事白石春樹  
(以下「甲」という。)と上水道事業者宇和島市代  
表者宇和島市長山本友一(以下「乙」という。)と  
は、甲、乙との間に締結した昭和48年8月22日付  
け須賀川総合開発事業に関する基本協定書(以下  
「基本協定書」という。)に基づき、乙が甲に工事  
の施行を委託するため、次のとおり協定を締結す  
る。

(受委託)

第1条 乙は、基本協定書第4条の規定により、  
須賀川ダム建設に関する工事(付帯工事を含む。)  
のうち、乙の分担すべき部分の工事(以下「委  
託工事」という。)の施行を甲に委託し、甲はこれ  
を受託するものとする。

(委託金)

第2条 乙は、資金計画に基づく委託金を甲の発  
行する納入通知書により納入するものとする。

(委託工事の施行方法)

第3条 甲は、受託工事を甲の定める諸規定によ  
り施行するものとする。

(完成検査)

第4条 甲は、受託工事が完了したときは、完成

調書を作成してその旨を乙に通知し、甲、乙双  
方が検査するものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定成立の日か  
ら委託金の精算が完了する日までとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項もしくは疑義  
を生じた事項またはこの協定の内容を変更しよ  
うとする事項については、甲、乙が協議して決  
定するものとする。

以上この協定の証として本書2通を作成し、双  
方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和48年8月22日

甲 二級河川須賀川河川管理者  
愛媛県知事 白石春樹

乙 上水道事業者宇和島市 代表者  
宇和島市長 山本友一

補 償

一 般 補 償			特 殊 補 償		
土 地	細	838 a	土 地	宅 地	7,950㎡
	山 林	1,715 a		墓 地	337㎡
	宅 地	4,221㎡	建 物	上水道 水源地	1 式
	準 宅 地	11,765㎡		北 蓮 寺	1 棟 36㎡
建 物	墓 地	39㎡	道 路	国 道	1.5km
	住 家	13戸と1棟(アパート)		市 道	0.8km
	非 住 家	10戸		林 道	3.0km

## 須賀川ダムの建設日誌

(昭42.8.4-51.12.20)

年月日	経過内容
42. 8. 4	長期異状干ばつのため「宇和島市干ばつ対策協議会」を設置。
9. 5	愛媛県知事一行干ばつ被害状況現地視察。
9. 7	愛媛県が干害総合対策本部設置。
9.25	衆議院災害対策特別委員会一行干ばつ被害状況現地視察。
10. 2	宇和島地方水資源開発期成同盟結成。
43. 2. 1	宇和島市水系調査委員会設置。
4.26	第1回水系調査委員会 水資源開発推進の基本方針協議。
6.17	第2回水系調査委員会 水系調査委員会の基本的な調査活動、干害対策協議。
10.28	第3回水系調査委員会 水資源恒久対策として鮎返りダムの上流に30万 <sup>m</sup> ダム建設協議。
44. 1.14	愛媛県は南予地域水資源開発推進本部設置。(本部長に副知事)
8.11	第4回水系調査委員会 市内各水系調査協議。
9.10	辰野川、神田川からの導水設備工事着工。(45.6.5.完成)
9.16	第5回水系調査委員会 鮎返り上流の砂防ダム東谷川新設協議。
10. 4	第6回水系調査委員会 柿原第2砂防えん堤かさ上げ事業の県に対する要望協議。
11. 1	第7回水系調査委員会 鮎返り上流の30万 <sup>m</sup> ダム建設、玉川ダム視察研修の協議。
11.12	宇和島市は愛媛県へ須賀川ダム建設陳情。

年月日	経過内容
12.11	須賀川ダム計画基礎資料調査のため愛媛県河川課技術担当者来宇。
12.18	第8回水系調査委員会 須賀川にダム建設推進協議。
45. 3.30	宇和島市は、愛媛県土木部長へ須賀川にダム建設陳情。
4. 6	第9回水系調査委員会 須賀川ダム建設陳情を協議。
4.21	建設省河川局開発課相原専門官一行がダム建設予定地現地調査。(愛媛県森山河川課長同行)
4.28	宇和島市長、議長、水系調査委員長が建設省へ須賀川ダム建設陳情。
5.19	愛媛県は、須賀川総合開発予備調査実施。
5.24	宇和島市は柿原地区団体長へ須賀川ダム建設事業推進協力要請。
6.19	●愛媛県が地質はダムに適していると発表。 ●宇和島市は柿原地区団体長の須賀川ダム推進協力書取りまとめ。
6.20	宇和島市は愛媛県知事へ須賀川ダム建設陳情書を提出。
6.29	第10回水系調査委員会 須賀川ダム建設の柿原地区団体長協力書取扱協議。
7.20	宇和島市は柿原地区団体長と須賀川ダム建設問題について懇談。
8.28	第11回水系調査委員会 宮下浄水場、柿原第2砂防えん堤かさ上げ工事現場視察。
10. 1	宇和島市企画室に「ダム対策係」を新設。
10.11	愛媛県は柿原地区関係者へ須賀川ダム建設計画説明。

年月日	経過内容
45.10.14	土地、家屋関係地主が「ダム対策委員会」を結成。
10.16	今井建設省四国地方建設局長一行が須賀川ダム建設予定地を視察。
10.27	第12回水系調査委員会 須賀川ダム水没関係者の協力書取扱協議。
11.1	宇和島市は須賀川ダム水没居住者と懇談 建設計画案の概要説明、協力書の同意要請。
11.2	宇和島市は須賀川ダム建設の土地、家屋関係者80余名を個別に訪問し協力書の同意を求めた。(11月13日まで)
11.14	宇和島市は愛媛県に須賀川ダム建設協力書を提出。
11.16	宇和島市長、議長、水系調査委員が建設省、大蔵省に須賀川ダム建設陳情。
12.24	昭和46年度政府予算発表、須賀川ダム建設実施調査費予算化決定。(調査費 1,200万円)
46.2.2	第13回水系調査委員会 国道320号線付替問題協議。
2.3	宇和島市長、水系調査委員長が建設省、大蔵省に須賀川ダム建設促進陳情。
4.1	宇和島土木事務所に「須賀川ダム建設課」新設。
6.14	第14回水系調査委員会 須賀川ダム建設、国道付替道路の建設推進協議。
6.16	宇和島市長、議長が柿原ダム対策委員会に須賀川ダム建設実施調査の協力要請。
7.14	愛媛県は柿原ダム対策委員会へダム建設立ち入り調査申し入れ。
7.20	ダム対策委員会を「須賀川ダム被害

年月日	経過内容
	対策協議会」に改組、会長に末光健一氏、副会長に石山昭一、松浦義雄、長尾久馬の3氏を選出し、ダム建設に対する要望事項17項目を愛媛県知事に提出することを決定。
7.22	ダム協議会代表者は宇和島土木事務所長へ愛媛県知事に対する要望書(17項目)を提出し同時に宇和島市長に善処方要望。
8.9	愛媛県土木部長はダム協議会より提出された要望事項の回答書を宇和島土木事務所長より、ダム協議会長に手渡す。
8.12	ダム協議会は、愛媛県から申し入れのあった立ち入り調査(標高61m地点、潜水線外周測量)を認める。
8.16	愛媛県は潜水線外周測量実施。(8月29日終了)
8.19	ダム協議会役員会で水没地各筆境界確認調査了承。
8.28	ダム協議会長外14名が玉川ダム視察研修。
9.3	第15回水系調査委員会 国道320号線付替道路、南子用水事業協議。
9.5	ダム水没地内の個人別土地境界設定実施。(9月19日終了)
9.6	水系調査委員長外5名が愛媛県知事にダム建設促進、国道320号線早期改修陳情。
9.11	宇和島市長、水系調査委員長が建設省、大蔵省にダム建設促進、国道320号線早期改修陳情。
10.4	愛媛県はダム水没地各筆丈量測量実施。(10月19日終了)
10.22	愛媛県は須賀川ダム建設地質調査(ボーリング等)開始。
11.17	建設省河川局開発課森林課長補佐一行須賀川ダム建設予定地現地視察。

年月日	経過内容
46.11.18	愛媛県は国道320号線取付道路、路線立ち入り調査実施 一部関係地主の反対により中止。
11.26	第16回水系調査委員会 国道320号線取付道路問題、南子用水事業協議。
11.28	愛媛県はダムサイドの地質調査実施。(11月30日終了)
11.30	宇和島市は柿原地区各団体役員と国道320号線取付道路測量実施協議。
12.9	愛媛県は国道320号線取付道路の改修計画を関係地主に説明。
12.17	宇和島市は国道320号線改修路線調査について柿原地区各団体役員と協議。
12.20	愛媛県はダム協議会に物件調査の申し入れ、ダム協議会は精神的不安を理由に拒否。
12.26	●宇和島市はダム水没家屋関係者と家屋移転問題協議。 ●愛媛県は国道320号線付替道路関係地主に調査申し入れ、地元側は付替路線を不満とし拒否。
12.27	ダム協議会正副会長は、宇和島市理事者とダム建設について話し合い。
47.1.6	宇和島市がダム協議会に物件調査協力要請。
1.11	ダム協議会総会 ダムの物件調査は5項目の条件付で承認、物件調査の専門委員10名を選出。
1.13	ダム協議会専門委員8名が黒瀬ダム視察研修。
1.18	愛媛県はダム協議会と須賀川ダム物件調査打合せ 1月25日から2班に分かれて実施と決定。
1.24	第17回水系調査委員会

年月日	経過内容
	須賀川ダム建設、国道320号線改修、上水道計画協議。
1.25	愛媛県はダム水没地内の物件調査実施。(1月29日終了)
1.26	愛媛県は柿原地区関係者に国道320号線付替道路計画説明。
2.8	国道320号線本線関係地主総会 代表者に末光二郎氏選出。
2.14	愛媛県は国道320号線付替道路関係地主に計画路線を示し調査測量申し入れ。
2.18	国道320号線付替道路関係地主が、「柿原地区国道320号線被害対策協議会」を結成 会長に末光二郎氏を選出、要望事項7項目を愛媛県知事に提出決定。
2.29	国道協議会総会 愛媛県が国道協議会の要望事項7項目について回答。
3.3	国道320号線取付道路関係地主会合 組織は本線の会に合流することを決定。
3.4	国道協議会総会 国道320号線付替道路計画路線を不満として調査拒否を決定。
3.10	国道協議会役員会 実施調査拒否を決定。
3.14	国道協議会総会 実施調査拒否を決定。
4.1	宇和島土木事務所須賀川ダム建設課は「須賀川、山財ダム建設課」と改称、事務所を宇和島市柿原に移転。
4.15	宇和島市は国道320号線の計画路線実施調査について関係地主と個別協議。
4.17	愛媛県はダム協議会とダム物件調査結果の現地確認調査。 (4月21日終了)
4.20	宇和島市は国道320号線の計画路線

年月日	経過内容
47. 4. 22	実施調査について関係地主と個別協議。 国道協議会正副会長
4. 26	実施調査は2つの条件で認める方向を申し合せ。 国道協議会総会
4. 27	実施調査は2つの条件で承認、欠席者21名については宇和島市が戸別訪問し了解を求めることに決定。 宇和島市は国道協議会総会欠席者(21名)について調査の了解を得るため戸別訪問。(4月28日まで)
4. 28	国道協議会正副会長は宇和島土木事務所長へ国道320号線の計画路線実施調査を了承回答、同日宇和島市長に善処方申し入れ。
5. 1	●宇和島土木事務所須賀川、山財ダム建設事務所開所式。 ●ダム協議会正副会長は、宇和島市長と今後のダム建設推進について話し合い。
5. 10	愛媛県は国道320号線付替道路の実施測量開始。(5月14日終了)
6. 13	宇和島市は国道協議会と国道320号線改築路線実施設計の話し合い 取付分の漬地が多いため愛媛県に設計変更申し入れ。
6. 14	建設省河川局宮内開発課長一行が須賀川ダム予定地視察。
6. 21	松村建設省四国地方建設局長が初巡視、宇和島市長、議長が須賀川ダム昭和48年度着工陳情。
7. 2	第18回水系調査委員会 須賀川ダム建設、国道320号線付替路線事業促進、九島導水計画を協議。
7. 7	愛媛県は須賀川ダム建設仮設備等地形測量開始。
8. 8	第19回水系調査委員会

年月日	経過内容
8. 11	国道320号線改修、須賀川ダム建設、南予用水事業、上水道取水計画、砂防ダム建設協議。 ●国道協議会正副会長 愛媛県が計画変更路線を説明し了解を求めたが地元の条件が満たされていないため納得できず拒否。 ●ダム協議会末光会長外8名が香川県前山ダム視察研修。
8. 15	建設省河川局小堺開発課長補佐一行が須賀川ダム予定地現地視察。
8. 18	国道協議会総会 愛媛県が提示した国道改修実施計画は、地元協議会が申し入れた条件が取り入れられていない理由で反対することを決定。
8. 22	国道協議会長は8月18日の総会の決定事項を宇和島土木事務所長に回答。
8. 27	九島簡易水道新設工事着工。
8. 28	第20回水系調査委員会 国道320号線付替道路関係地主対策、南予用水事業を協議。
9. 14	宇和島市は宇和島土木事務所と国道320号線付替道路問題対策協議。
9. 18	宇和島土木事務所長は、国道協議会長へ交渉再開申し入れ 現状では、応じられないとの意志表明で交渉不調。
10. 1	宇和島市は機構改革で企画室を「企画開発課」、ダム対策係を「水資源対策係」と改称。
10. 6	宇和島土木事務所長は宇和島市長に国道協議会との調整あっせん申し入れ。
10. 16	第21回水系調査委員会 国道320号線付替道路、南予用水事業計画協議。
10. 22	宇和島市は国道協議会正副会長と地元調整協議。

年月日	経過内容
47. 10. 25	第22回水系調査委員会 南予水道企業団設立問題協議。
11. 4	宇和島市は国道協議会正副会長と地元調整協議。
11. 20	宇和島市長が国道協議会正副会長に愛媛県との交渉再開調整申し入れ。
11. 21	宇和島市は宇和島土木事務所長へ国道協議会正副会長から申し出の地元要望事項について再度検討申し入れ。
11. 27	宇和島市は愛媛県と上水道第3次拡張事業計画協議。
11. 29	●宇和島市は厚生省と上水道第3次拡張事業計画協議。 ●愛媛県は宇和島市に国道320号線改築路線の再検討事項について検討結果説明。
12. 1	愛媛県が国道協議会に対し、個別説得申し入れ。(国道協議会は拒否)
12. 13	●宇和島市は愛媛県へ上水道第3次拡張事業変更認可申請書提出。 ●宇和島市が国道協議会長と地元調整協議。
12. 14	宇和島市は厚生省へ上水道第3次拡張事業変更認可申請書提出。
12. 16	第23回水系調査委員会 上水道第3次拡張計画、南予水道企業団設立問題協議。
12. 22	国道協議会役員会で宇和島市長のあっせん申し入れ取扱協議。
12. 24	国道協議会総会で宇和島市長のあっせんに同意。
12. 25	国道協議会長は宇和島市長に総会の結果を回答。
12. 27	●宇和島市は宇和島土木事務所長と国道協議会総会の結果の報告と今後の地元対策を協議。 ●宇和島市は国道協議会長と協議。

年月日	経過内容
48. 1. 5	厚生省が上水道第3次拡張事業認可
1. 8	宇和島市が厚生省と上水道第3次拡張事業計画協議。
1. 17	国道協議会役員会で県の実施調査は受入れるが計画ルートは認められないことを決定。
1. 21	宇和島市は四国通産局と上水道第3次拡張事業による工業用水廃止問題折衝協議。
1. 22	国道協議会総会で交渉委員を選出し基本要素事項の作成決定。
1. 24	宇和島市は厚生省と上水道第3次拡張による工業用水廃止問題協議。
1. 26	国道協議会交渉委員会で愛媛県に対する基本要素事項を検討し、市長に調整申し入れを決定。
1. 29	●国道協議会長が宇和島市長に基本要素書(12項目)を提出。 ●宇和島市は国道協議会の基本要素書を宇和島土木事務所長に提出。
1. 30	宇和島市が宇和島土木事務所と国道協議会提出の基本要素事項について協議。
2. 1	●南予水道企業団設立認可。 ●宇和島土木事務所は国道協議会に基本要素事項の回答書を提出。
2. 4	国道協議会交渉委員会 宇和島市より基本要素事項の回答内容を説明。
2. 10	国道協議会役員会で愛媛県の回答書について協議。
2. 12	国道協議会総会で愛媛県の回答書について協議。
2. 14	●国道協議会正副会長が宇和島市長に今後における補償問題等地元不安解消を要望。 ●国道協議会総会で各筆丈量測量、物件調査に応ずることを決定。
2. 21	国道協議会正副会長会で丈量、物件

年月日	経過内容
	調査等の日程打合せ。
48. 2. 22	国道協議会総会で丈量、物件調査日程等了承。
2. 25	須賀川ダム水没家屋関係者が宇和島市に移転用地のあっせん申し入れ。
2. 28	ダム協議会役員会 ダム協議会から県知事に出されて いた基本要望17項目の内未解決事 項8項目について県より回答。
3. 3	九島簡易水道通水式。
3. 6	ダム協議会末光会長外7名が宮崎県 日南ダムを視察研修。
3. 9	第24回水系調査委員会 須賀川ダム建設、南予水道企業団、 砂防ダム建設協議。
3. 12	国道協議会役員7名が玉川ダム、国 道196号線調査研修。
3. 19	国道協議会総会で個人別土地丈量測 量、物件調査の実施了承。
3. 20	愛媛県は国道320号線付替道路の関 係土地所有権利者別の境界杭打実施。
3. 25	宇和島市は柿原一区自治会総会で須 賀川ダム、国道320号線の事業計画 等を説明し、地区住民の協力方要望。
3. 26	愛媛県は国道関係の移転家屋物件調 査を実施。(3月27日終了)
4. 1	宇和島市が柿原二区自治会総会で須 賀川ダム、国道320号線の事業計画 等説明し、地区住民の協力方要望。
4. 10	ダム協議会正副会長と宇和島中央土 木事務所が基本要項等今後のスケ ジュール協議。
4. 18	愛媛県は国道320号線付替道路関係 の立木、果樹等物件調査を実施。
4. 19	国道協議会正副会長 物件調査結果の調整。
4. 23	ダム協議会会長が新宮ダム、玉川ダム を調査。
4. 24	昭和48年度水道水源開発施設費国庫

年月日	経過内容
	補助厚生省ヒヤリング。
4. 26	愛媛県は柿原水利組合役員会でダム 建設後のかんがい用水の利水につ いて説明し同意を求め了解。
4. 28	愛媛県は国道協議会総会で農道、耕 作道の取付計画について説明、基本 的に了承。
5. 4	ダム協議会総会 農業経営調査、基本要項未解決事 項の取りまとめ協議。
5. 11	宇和島市は、愛媛県に上水道第3次 拡張事業起債計画書提出。
5. 12	宇和島市は、柿原地区各団体長会議 でダム建設計画及び現在までの経過 を説明し、今後の事業推進について 協力要望。
5. 16	宇和島市は、愛媛県と水利権許可に ついて協議。
5. 21	●第25回水系調査委員会 国道320号線改築計画、柿原水利 組合の利水、水没家屋の移転用地、 浄水場用地、ダム土捨場、ダム関 連工事、ダム基本協定および工事 委託協定、南予水道企業団の事業 認可等協議。
5. 23	国道協議会役員一行、国道197号線 (保内町)補償状況調査。
5. 24	愛媛県は国道協議会交渉委員会为国 道320号線の一部計画変更説明(了 承)、土地等級格付の取扱い協議。
5. 27	ダム協議会役員会 土地の等級格付協議。
5. 28	国道協議会正副会長 土地の等級格付協議。
5. 29	国道協議会役員会 土地の等級格付協議。
5. 30	愛媛県はダム、国道両協議会正副会 長に土地の等級格付案を提示。
5. 31	宇和島市は、柿原農業組合総会でダ

年月日	経過内容
	ム並びに国道の事業計画を説明し、 今後の協力方要望。
48. 6. 3	柿原地区に「柿原地区総合対策委員 会」を結成。会長に松浦義雄氏選出。
6. 5	ダム、国道両協議会正副会長 土地等級格付の統一見解の確認。
6. 6	愛媛県は、ダム、国道両協議会正副 会長と土地等級格付を協議 農地、山林、雑種地は了承 宅地、宅地見込地は再検討
6. 7	愛媛県は須賀川ダム水没家屋物件等 再調査実施。
6. 9	国道協議会委員会 宅地、宅地見込地の等級格付協議。
6. 11	ダム・国道両協議会正副会長が愛媛 県に土地等級格付意見書提出。
6. 15	愛媛県とダム・国道両協議会正副会 長が土地等級格付を協議。
6. 19	愛媛県が上水道第3次拡張事業計画 ヒヤリング。
6. 23	国道協議会総会で愛媛県が提示した 土地所有者毎の土地等級格付協議決 定。
6. 24	ダム協議会総会で愛媛県が提示した 土地所有者毎の土地等級格付協議決 定。
6. 25	愛媛県土木部長、河川、用地課長が ダム・国道両協議会会長に須賀川ダム 総合開発事業損失補償基準提示 宇和島市から市長、助役、水系正 副委員長が同席。
7. 3	6月宇和島市議会定例会で「須賀川 総合開発事業に関する基本協定並び に工事委託協定」を議決。  〔工事名 須賀川ダム建設工事 事業費 約28億円 工期 昭和51年3月31日までに完了〕

年月日	経過内容
7. 8	愛媛県は須賀川総合開発事業損失補 償基準説明会実施。
7. 11	ダム・国道両協議会会長は、宇和島市 長へ補償提示額を不満とし愛媛県に 損失補償基準書の再検討の要請を申 し入れ。
7. 16	愛媛県は須賀川ダム建設の仮設備計 画説明会実施。
7. 20	ダム・国道両協議会会長が愛媛県に損 失補償基準の再検討申し入れ。
8. 1	水系調査委員会正副委員長は、県土 木部長と損失補償基準取扱いと地元 申し入れについて協議。
8. 6	第26回水系調査委員会 須賀川ダムの補償交渉、南予水道 企業団の課題協議。
8. 7	●国道協議会会長が国道320号線付替 道路3項目の要望書を宇和島中央土 木事務所長に提出。 ●ダム協議会定時総会 役員再任、補償交渉委員確認。
8. 15	愛媛県は柿原農業組合役員会でダム 建設および国道320号線付替道路関 連農林道等の計画説明。
8. 23	愛媛県河川課長、宇和島中央土木事 務所長が宇和島市長に補償交渉の早 期妥結と48年度工事実施対策を要望。
8. 24	●建設省土地地質研究室岡本室長が 須賀川ダムダムサイド地質調査実施。 ●ダム・国道両協議会正副会長 補償交渉のすすめ方を協議。
8. 25	柿原地区総合対策委員会 柿原地区全体の総合対策について 宇和島市長に要望書提出を決定。
8. 26	愛媛県は、ダム・国道両協議会正副 会長に損失補償基準書の再検討を 前向きに取り組むことを示し、補償 交渉再開申し入れ。
8. 27	愛媛県はダム建設に関連する宇和島

年月日	経過内容
48. 8.28	造船所社員寮の土地建物の補償等について松山市の本社と話し合い。 国道協議会役員会で補償交渉再開に 応ずることを決定。
8.29	●ダム協議会役員会で補償交渉再開 に 応ずることを決定。 ●柿原地区総合対策委員会が宇和島 市長に須賀川ダム建設による地区対 策について18項目の要望書を提出。
9. 2	ダム・国道両協議会正副会長会 両協議会が補償交渉に対しての取 組み姿勢等意志の統一確認。
9. 4	愛媛県はダム・国道両協議会交渉委 員会と補償交渉再開。 交渉委員は土地価格評価の再検討 要請。
9. 7	愛媛県はダム・国道両協議会交渉委 員会と補償交渉 地元売買事例を愛媛県に提出し、 土地価格の改正を要望、愛媛県は 再検討を約し、地元協議会の補償 要求価格を提示するよう求めた。
9.11	●不動産鑑定士が補償基準の土地価 格再評価のため現地調査実施。 ●ダム協議会役員会 総会開催並びに今後の補償交渉の 取り組み姿勢協議。
9.12	国道協議会役員会 総会開催並びに今後の補償交渉の 取り組み姿勢協議。
9.14	ダム・国道両協議会合同総会で両協 議会合同の土地部会、家屋部会、収 穫樹（山林）部会を設置し、早期妥 結の方向で交渉することを決定。
9.19	●ダム・国道両協議会土地部会（準 宅関係地主のみ）で補償要求価格を 検討。 ●建設省河川局開発課徳山法規補償 係長一行須賀川ダム予定地現地調査。

年月日	経過内容
9.21	ダム・国道両協議会土地部会（畑、 山林関係地主のみ）で補償要求価格 を検討。
9.22	第27回水系調査委員会 ダム補償交渉の対策、南予水道企 業団、南予農業用水事業計画協議。
9.24	●ダム・国道両協議会交渉委員会 今後の補償交渉の取組み協議。 ●ダム・国道両協議会収穫樹（立木） 部会 補償要求価格等検討。
9.28	ダム・国道両協議会家屋部会で家屋 移転補償要求額と移転先等協議。
9.29	ダム・国道両協議会交渉委員会 要求価格の取りまとめ。
9.30	ダム・国道両協議会交渉委員会で地 元補償要求価格内定。
10. 1	ダム・国道両協議会交渉委員会で補 償の取組み打合せ。
10. 4	ダム・国道両協議会合同総会で補償 要求価格決定。一部会員が不満とし 10月5日協議を申し合せ。
10. 5	ダム・国道両協議会の補償要求価格 決定を不満とする者が、両協議会よ り脱退はしないが10月9日再度協議 を申し合せ。
10. 6	ダム・国道両協議会交渉委員会で補 償要求価格を不満とする者の対策協 議。
10. 8	ダム・国道両協議会交渉委員が宇和 島中央土木事務所長に地元補償要求 価格申出。
10. 9	●ダム・国道両協議会交渉委員が愛 媛県土木部長、用地課長、河川課長 に地元補償要求価格を説明、検討を 申し入れ。 ●10月4日のダム・国道両協議会合 同総会で執行部の要求価格案を不満 とする会員が再度協議。

年月日	経過内容
48.10.10	上水道第3次拡張事業厚生省ヒヤリ ング。
10.13	宇和島市議会議長、水系調査正副委 員長、企画開発課長が建設省へ須賀 川ダム地元補償要求価格について陳 情。
10.16	宇和島市は厚生省へ上水道第3次拡 張事業促進陳情。
10.21	ダム・国道両協議会交渉委員と今井 代議士、佐子田県議会議員、宇和島 市議会議長、水系調査正副委員長、 助役、企画開発課長が協議。
10.22	●宇和島市は愛媛県と上水道第3次 拡張事業協議。 ●ダム・国道両協議会合同総会。
10.24	ダム・国道両協議会交渉委員会。
10.25	宇和島市は、浄水場、配水池候補地 調査。
10.27	宇和島市は水没家屋移転用地確保の ため現地調査。
11. 1	宇和島市は浄水場適地調査実施。
11. 2	●第28回水系調査委員会 今後の補償交渉対策、水没家屋移 転用地の確保、浄水場用地選定協 議。 ●水系調査委員が浄水場用地適地の 現地視察。
11. 4	愛媛県がダム・国道協議会と補償交 渉 ダム・国道両協議会の基本的要望 事項に対し愛媛県が回答。
11. 6	愛媛県はダム・国道両協議会交渉委 員と補償交渉 ダム・国道両協議会の基本的要望 事項に対し、愛媛県が再度回答。
11. 8	愛媛県はダム・国道両協議会交渉委 員と補償交渉 愛媛県が損失補償基準の第2回修 正価格提示。

年月日	経過内容
11.10	宇和島市が浄水場用地確保のため、 伊吹町、大超寺奥を現地調査。
11.12	愛媛県がダム・国道両協議会交渉委 員と補償交渉 等級格付、一部手直し、残地補償 取扱調整。
11.14	愛媛県がダム・国道両協議会交渉委 員と補償交渉。
11.15	●愛媛県がダム・国道両協議会交渉 委員と補償交渉 愛媛県が宅地、宅地見込地の第3 回修正価格を提示。 ●宇和島市は建設省と須賀川水利権 許可について協議。
11.21	第29回水系調査委員会 須賀川ダム補償問題、南予農業用 水事業計画協議。
11.22	ダム・国道両協議会に地元補償要求 価格を不満とする者が「須賀川ダム 推進委員会」結成。
11.25	ダム・国道両協議会合同総会で補償 交渉のゆき詰り打開策、離脱者の取 扱協議。
11.27	愛媛県が国道残地補償説明会。
11.30	ダム・国道両協議会合同役員会で村 県交渉の進展が限界であるため宇和 島市長に政治的解決を要望すること に決定。
12. 3	愛媛県用地課長、河川課技術課長補 佐、宇和島中央土木事務所長一行が 宇和島市長に面接し補償交渉の早期 解決を要望。
12. 4	ダム・国道両協議会が宇和島市長に 補償問題解決の要望書を提出。
12. 6	宇和島市長、中畑、佐子田両県議、 議長、水系調査正副委員長、助役が 愛媛県土木部長、同次長、用地課長 と補償折衝し、最終補償価格調整成 る。

年月日	経過内容
48.12.7 8	宇和島市は水没家屋移転用地小谷地区の土地売買契約締結。 (関係者4名)
12.8	宇和島市長がダム・国道両協議会合同総会で補償問題対県折衝経過の基本的事項を説明し、円満解決を要請。
12.10	宇和島市は厚生省へ浄水場建設計画説明。
12.12	ダム・国道両協議会交渉委員が宇和島市長に面接、市長から補償の上積額を発表し、早期妥結を要望。
12.13	水系調査正副委員長、助役がダム推進委員会に組織の一本化を要請。
12.15	ダム・国道両協議会合同総会で宇和島市長の補償価格提示額を受入れ基本調印に応ずることを了承。
12.16	愛媛県と補償個人契約調印。(23名)
12.17	愛媛県と補償個人契約調印。(15名)
12.18	●愛媛県と補償個人契約調印。(7名) ●宇和島市はダム推進委員会に愛媛県が個別訪問し、補償内容の説明をしたい意向を伝えた承を得た。
12.19	●第30回水系調査委員会 須賀川ダム補償問題協議。 ●愛媛県と補償個人契約調印。(1名)
12.20	●須賀川総合開発事業損失補償基本調印式 宇和島中央土木事務所長外5名、ダム・国道両協議会交渉委員6名宇和島市長、議長、水系調査委員会正副委員長 ●愛媛県と補償個人契約調印(3名)
12.21	愛媛県と補償個人契約調印。(2名)
12.22	愛媛県と補償個人契約調印。(1名)
12.23	昭和49年度政府予算案発表、須賀川ダム建設事業85,000万円内定。
12.24	●宇和島市長、議長、水系調査委員会正副委員長が、ダム推進委員会に愛媛県との補償契約調印を要請。

年月日	経過内容
	●愛媛県と補償個人契約調印。(10名) ●水没家屋移転用地小谷団地分譲区割決定。
12.25	愛媛県と補償個人契約調印。(4名)
12.26	宇和島市は水没家屋移転用地神の前地区の土地売買契約締結。
12.27	●宇和島市長がダム・国道両協議会長にダム建設協力謝礼金2,000万円交付。 ●愛媛県と補償個人契約調印。(2名)
12.29	愛媛県は昭和48年度分国道付替工事入札。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">                     第1工区 一若建設(株)                      第2工区 (株)浅田組                      第3工区 (株)森本組                      橋台工事 (株)森岡組                      土捨場工事 日拓建設(株)                 </div>
49.1.7	愛媛県と補償個人契約調印。(1名)
1.10	●愛媛県が柿原地区住民に対しダム建設工事の安全対策説明会。 ●愛媛県が須賀川ダム建設関連市道、農林道付替道路計画実施調査。
1.14	昭和48年度分国道付替工事着工。
1.19	第31回水系調査委員会 須賀川ダム補償問題、浄水場用地確保、第3次給水制限時間等協議。
1.25	水没家屋移転先用地小谷団地宅地造成入札。 落札者 浅田工業(株)
1.26	水没家屋移転先問題等協議。
1.31	ダム協議会長が宇和島市長に建築資材の高騰と宅地造成工事の遅延のため移転家屋関係者に特別配慮を要望。(1戸当り30万円交付決定)。
2.9	●愛媛県と個人補償契約調印。(2名) ●宇和島市は水没家屋移転関係者と神の前移転分譲用地の区画割協議移転用地個人別区画割を了承。

年月日	経過内容
49.3.2	水没家屋移転先用地神の前団地宅地造成着工 落札者 (株)坂本建設
3.13	愛媛県と補償個人契約調印。(1名)
3.14	●愛媛県と補償個人契約調印。(1名) ●宇和島市が柿原堂子の関係地主に浄水場用地買収申入れ。
3.22	宇和島市が柿原浄水場用地買収の個別交渉を開始。
3.23	柿原地区環境整備事業としての上里橋付替工事着工。 落札者 南興建設(株)
3.31	国道320号線付替道路第1工区竣工。
4.1	宇和島中央土木事務所須賀川、山財ダム建設課は「須賀川、山財ダム建設事務所」となる。
4.3	愛媛県と補償個人契約調印。(1名)
4.11	宇和島市が柿原地区総合対策委員会に浄水場用地買収について協議。
4.15	宇和島市が柿原堂子関係地主と浄水場用地買収話合。
4.20	須賀川ダム建設関連市道、農林道の付替道路関係地主別の境界確認実施。
4.26	●愛媛県が土地収用法第36条によるダム建設損失補償未契約者の土地及び物件確認と物件調書を作成。 ●第32回水系調査委員会 須賀川ダム建設問題、山財ダム建設計画協議。
4.27	愛媛県と補償個人契約調印。(1名)
4.29	宇和島市が柿原堂子関係地主に浄水場用地買収価格を提示。
4.30	国道320号線付替道路第2、3工区竣工。
5.7	宇和島市が柿原浄水場用地買収で関係地主代表者と協議。
5.17	宇和島市は愛媛県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決申立書(各写し)の送付及び

年月日	経過内容
5.18	公告並びに縦覧について通知を受理。 柿原地区総合対策委員会は、宇和島市へ須賀川ダム建設について9項目の要望書提出。
5.22	須賀川ダム建設補償未調印者に対する土地収用法裁決申請書及び添付書類並びに明渡裁決申立書の公告縦覧。
5.24	宇和島市が柿原浄水場用地買収の承諾書取交わしのため個別訪問。 (5月30日まで)
5.26	宇和島市は宇和島造船所、社員寮移転について、関係者と話合。
5.27	須賀川ダム建設による市道、農林道付替道路の物件調査実施。 (5月28日まで)
6.1	宇和島市は、柿原浄水場用地買収のため関係地主を個別訪問。 (6月27日まで)
6.5	国道320号線付替道路工事、昭和49年度分入札執行。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">                     一若建設(株)                      (株)浅田組                      (株)森岡組                 </div>
6.11	第1回愛媛県収用委員会。
6.17	第2回愛媛県収用委員会。
6.28	柿原浄水場用地買収個人契約完了。
6.29	●宇和島市議会6月定例会において柿原浄水場用地買収議案可決。(面積23,916.14㎡) ●第3回愛媛県収用委員会。
6.30	柿原地区環境整備事業としての上里橋付替工事竣工。
7.3	須賀川ダム本体工事入札執行。 落札者 (株)熊谷組
7.20	愛媛県は、須賀川ダム内水面漁業権利設定者宇和島漁業協同組合より須賀川ダム建設の承諾書受理。
7.22	柿原浄水場ボーリング開始。
7.23	愛媛県は柿原水利組合より須賀川ダ

年月日	経過内容
49. 7. 24	ム建設の同意書を受理。 宇和島市は建設省と須賀川水利権承認申請協議。
7. 31	第4回愛媛県収用委員会。
8. 4	国道320号線付替道路工事昭和49年度入札執行。 落札者 一若建設(株)
8. 6	上水道第1次給水制限実施。 (19時間給水)
8. 12	上水道第2次給水制限実施。 (7時間給水)
8. 16	第5回愛媛県収用委員会。
8. 17	第33回水系調査委員会 須賀川ダム建設事業計画変更、水没家屋移転用地分譲、上水道第3次拡張事業協議。
8. 20	●宇和島市は愛媛県に須賀川水利使用許可申請書を提出。(取水量1日最大20,300m <sup>3</sup> ) ●宇和島市は丸山配水池用地買収方針内定。
8. 26	宇和島市は建設省と須賀川水利権協議。
9. 6	柿原札場橋付替工事着工。 落札者 (有)坂本建設
9. 11	宇和島市は須賀川ダム建設工事による収用事件の裁決書受理 未調印者3名の権利取得の時期及び明渡しの期間は昭和49年10月31日と裁決された。
9. 13	宇和島市は、愛媛県と須賀川水利使用を協議。
9. 19	須賀川ダム起工式。
10. 4	愛媛県は須賀川ダム建設用地の未調印者3名に対し愛媛県収用委員会裁決による補償金支払。
10. 8	宇和島市が丸山配水池候補地の調査及び土地所有者との個別交渉。

年月日	経過内容
10. 11	愛媛県が須賀川ダム建設による付替市道、農林道関係地主と補償交渉。
10. 13	宇和島市は丸山配水池予定地ボーリング開始。
10. 15	愛媛県は宇和島造船所社員寮補償契約調印。(土地、建物)
10. 16	愛媛県は宇和島造船所社員寮補償契約調印。(入居者の動産移転補償)
10. 20	宇和島造船所社員寮居住者10世帯移転完了。
10. 21	柿原地区住民より愛媛県に国道320号線付替工事に使用したダイナマイトの振動による雨漏り被害の申し出。
10. 23	須賀川ダム堤体掘削工事開始。
10. 29	宇和島市議長、水系調査委員会正副委員長、助役が愛媛県に49年度ダム建設追加予算並びに50年度予算獲得、ダム建設公共補償問題、上水道第3次拡張事業財源確保等陳情。
10. 31	国道320号線付替道路昭和49年度分工事竣工。
11. 5	第34回水系調査委員会 須賀川ダム建設の促進、上水道第3次拡張事業計画協議。
11. 6	宇和島市長、議長、水系調査委員会正副委員長が建設省等へ須賀川総合開発事業の昭和50年度予算獲得陳情。
11. 2	国道320号線新折付橋工事入札執行。 落札者 桜田機械K.K.
11. 14	柿原札場橋竣工。
11. 22	柿原集会所新築工事着工。 落札者 河人工務店
11. 26	宇和島市議長、水系調査委員会委員長、助役が建設省等へ須賀川ダム建設事業予算獲得陳情。
12. 11	愛媛県は須賀川ダム建設による市道、農林道付替道路関係地主と補償契約調印。

年月日	経過内容
49. 12. 12	第35回水系調査委員会 須賀川ダム建設状況と予算獲得、柿原浄水場施設の共同工事協定、上水道第3次拡張事業の実施協議。 ●宇和島市は南予水道企業団と浄水場施設及び共同工事契約締結。 ●柿原浄水場建設工事入札執行。 落札者 (株)熊谷組 荏原インフィルコ(株) (株)宮田建設 東芝(株)
50. 1. 5	昭和50年度須賀川ダム建設事業費大蔵省内示。(満額の20億円決定)
1. 6	宇和島市助役、企画開発課長、水道局長が厚生省等へ昭和50年度水資源開発予算等確認及び復活陳情。
1. 28	宇和島市長、水道局長は、自治省、厚生省へ上水道第3次拡張事業予算獲得陳情。
1. 29	建設省河川局開発課、長谷川専門官一行が須賀川ダム建設工事状況視察
3. 8	柿原本田地区の水路改良工事着工。 落札者 古岩建設(株)
3. 11	●水系調査委員会正副委員長、助役、企画開発課長、水道局長は愛媛県と須賀川ダム公共補償問題折衝。 ●柿原集会所新築工事竣工。
3. 14	第36回水系調査委員会 須賀川ダム建設、柿原浄水場建設予算及び起工式、野村、山財ダム建設事業協議。
3. 19	愛媛県と宇和島市は須賀川ダム公共補償問題妥結。
3. 29	柿原浄水場起工式。
3. 31	柿原本田地区水路改良工事竣工。
4. 7	柿原集会所新築工事落成式。

年月日	経過内容
4. 9	愛媛県が須賀川ダム建設岩盤検査 極めて良質でダムに適していると発表。
4. 14	須賀川ダム堤体コンクリート初打設。
4. 21	宇和島市は丸山配水池土地買収完了。(26名)
4. 24	宇和島市は愛宕山配水池増設工事入札執行。 落札者 浅田工業(株)
5. 26	第37回水系調査委員会 須賀川ダム建設事業、上水道第3次拡張事業、野村、山財ダム建設事業協議。
6. 10	●須賀川ダム建設定礎式。 ●第38回水系調査委員会 須賀川ダム建設促進協議。
6. 19	愛媛県は須賀川ダム建設第2回岩盤検査実施 岩盤は良質でダムに適していると発表。
6. 23	水系調査委員会正副委員長、水道局長は自治省へ起債陳情。
6. 25	愛媛県は柿原一区自治会役員会に7月～9月の間は須賀川ダム建設深夜作業(午後5時から翌朝9時まで)の計画説明を行ない了承を受けた。
7. 4	須賀川ダム建設農林道付替道路昭和50年度工事着工。
7. 30	国道320号線新折付橋架設工事竣工。
8. 7	国道320号線新折付橋開通式。
8. 27	宇和島市は丸山配水池工事入札執行。 落札者 (有)浅田組
9. 8	柿原地区総合対策委員会が須賀川ダム建設工事被害対策について宇和島市長に陳情、同日須賀川、山財ダム建設事務所長に陳情書提出。
9. 19	第39回水系調査委員会 須賀川ダム建設工事公害対策、水

年月日	経過内容
50. 9. 30	没家屋移転用地分譲、上水道第3次拡張事業50年度財政措置協議。 9月宇和島市議会定例会で「水没家屋移転用地の土地売買契約代金支払請求の訴え」の提起を議決。
10. 6	宇和島市は送水管布設工事入札執行。 落札者 久保田鉄工㈱
10. 14	●宇和島市は柿原浄水場内配管整地整備工事入札執行。 落札者 ㈱熊谷組 ●須賀川水利使用について建設省の許可書受理。
10. 20	宇和島市長、議長、水系調査委員会正副委員長、水道局長は自治省へ起債陳情。
10. 27	愛宕山配水池築造ポンプ場増設工事竣工。
11. 27	宇和島市は柿原浄水場天日乾燥床工事入札執行。 落札者 ㈱浅田組
12. 8	水没家屋移転用地の土地売買契約代金請求訴訟第1回公判。
12. 10	宇和島市は宮下浄水場改良工事入札執行。 落札者 東芝㈱
12. 15	宇和島市は厚生省と国庫補助金増額申請書提出。
12. 19	第40回水系調査委員会 須賀川ダム総合開発事業基本協定の一部変更、水没家屋移転用地訴訟問題、上水道第3次拡張事業50年度起債、日振島簡易水道事業協議。
12. 25	12月宇和島市議会定例会で「須賀川総合開発事業に関する基本協定書」および「工事委託協定書」の一部変更を議決。 (事業費約28億円を約42億円) (規模堤高42.3mを40.2mに変更)
12. 27	柿原堂子地区水路改良工事着工。 落札者 日拓建設㈱

年月日	経過内容
51. 1. 22	宇和島市は愛媛県に工作物(須賀川ダム)の一部使用(湛水)承認申請書を提出。
1. 27	建設省長門補助係長一行須賀川ダム及び柿原浄水場建設工事状況視察。
2. 24	須賀川ダム林道付替道路工事現場で地すべり事故発生。 (死亡者) 高知市はりまや町 山岡忠晴氏 (負傷者) 高知県幡多郡窪川町 甲把政富氏 高知県幡多郡窪川町 又佐虎熊氏
2. 26	宇和島市は愛媛県知事の工作物(須賀川ダム)一部使用承認申請許可書受理。
2. 28	須賀川ダム湛水式。(湛水開始)
3. 19	須賀川・山財ダム建設事務所閉所式。
3. 25	●須賀川ダム本体工事竣工。 ●第41回水系調査委員会 須賀川ダム・柿原浄水場・丸山配水池工事進ちょく状況調査。
3. 30	宮下浄水場改良工事竣工。
3. 31	●柿原浄水場建設工事竣工。 ●丸山配水池築造工事竣工。 ●柿原堂子地区水路改良工事竣工。
4. 1	●愛媛県知事は柿原水利組合の水利使用(かんがい用水)許可。
4. 23	宇和島中央土木事務所に「須賀川ダム管理課」新設。
4. 23	宇和島市は愛媛県に須賀川ダム使用承認申請書提出。
4. 26	愛媛県が須賀川ダム竣工検査実施(4月28日まで) ダム本体のコンクリート打設等工法は非常に良好。
5. 1	柿原浄水場通水式。
5. 25	柿原児童遊園新設工事着工。

年月日	経過内容
6. 1	落札者 ㈱西村建設 日振島簡易水道施設整備事業通水式。
6. 4	第42回水系調査委員会 須賀川ダム・柿原浄水場合同竣工式、正し川第2ダムの砂防施設移管問題、水道料金改正問題協議。
6. 14	市政モニターに水道料金改正説明会。
6. 19	市内各種団体代表者に水道料金改正説明会。(出席者 150人)
6. 21	第43回水系調査委員会 水道料金改正問題協議。
6. 24	第44回水系調査委員会 水道料金改正問題協議。
7. 5	●6月宇和島市議会定例会で水道料金改正案を議決。 (平均引上率 94.44% 51年8月1日より実施) ●6月宇和島市議会定例会で須賀川ダム循環線を市道編入議決。 (延長4,476m巾員2.0~4.5m)
7. 14	須賀川ダム・柿原浄水場合同竣工式
8. 7	●柿原児童遊園開園式。
8. 10	●柿原児童遊園新設工事竣工。
9. 8	須賀川ダム右岸付替林道(隧道)工事入札執行。落札者 ㈱熊谷組
12. 18	須賀川ダム右岸の仮設備跡地環境整備工事入札執行。落札者 ㈱浅田組
12. 20	第45回水系調査委員会 野村ダム建設基本計画変更協議。

年月日	経過内容